

【連絡協議会の運営規則】

特定非営利活動法人C.P.I.教育文化交流推進委員会（以下本会とする）定款第58条に基づきこの規則を定める。

（連絡協議会の設置および改廃等）

第1条 連絡協議会の設置および改廃等は、本会の定款第55条および第56条を遵守して行われなければならない。

（連絡協議会の構成員）

第2条 連絡協議会を構成する地域会の構成員は、その連絡協議会の構成員とする。

2. 本会の会員で地域会が設立されていない住所等を登録している者が希望するときは、連絡協議会の構成員となることができる。

（連絡協議会の連絡委員等）

第3条 連絡協議会を構成する地域会は、活動の検討・意見聴取・自主参加呼びかけ等のために、世話役会から若干名の連絡委員を出さなければならない。

2. 連絡協議会の会議の議決により、連絡協議会の活動に参画する顧問役を設けることができる。

3. 連絡委員および顧問役を総称して連絡委員等とする。

（連絡協議会の議長等）

第4条 連絡委員等の中から議長1名および副議長2名以内を選任する。

（議長等の職務）

第5条 連絡協議会の議長および副議長（以下、議長等という）は、本会の理事会（以下、本部という）および連絡委員等と協議し連携を図りながら連絡協議会の活動を推進する。

2. 議長等は次の場合には任期中であっても退任する。

(1) 議長等が、本会の会員でなくなるとき。

(2) 議長等の住所等が、本会への本人の申請により変更となり地域会の区域外となるとき。

(3) 議長等本人から、議長等の任に支障を生じる事由あるとの申出があったとき。

(4) 本会の定款第24条25条の規程を準用して退任するとき。

（連絡委員の守秘義務）

第6条 連絡委員等は、職務上知り得た本会に係わる情報を、みだりに他に洩らしたり濫用したりしてはならない。

（連絡協議会の名簿管理）

第7条 議長等は、連絡委員等の名簿を管理し、連絡のために使用することができる。

2. 名簿の保管に関しては、[会員名簿に関する規則]に準拠する。

（連絡協議会の会議）

第8条 連絡協議会の会議（以下、会議という）の定足数は、実効性が担保されるまでは敢えて規定せず書面等工夫を活かした方法によって意見集約を図る。

2. 議案に利害関係を持つものは、その議案の議決には加われない。
3. 議事要領および議決内容について記録する。
4. 会議または行事に関しては、連絡委員は所属地域会に報告を行う。

（本部への報告等義務規程）

第9条 連絡協議会は、本会の定款第56条の規程にある報告および協議を本部に対して行う。

（経理規程）

第10条 連絡協議会の経理に関わる規程を以下のように規定する。

1. 連絡協議会の資産（以下、資産という）は次の各号をもって構成する。
 - (1) 本会の設立時点で連絡協議会にあった財産
 - (2) 本会からの補助金
 - (3) 地方自治体からの補助金
 - (4) 連絡協議会の活動に関わる寄付金
 - (5) 独自催事または他団体との共同催事における収入
2. 資産の管理は、議長が行う。
3. 経費の支弁は、資産をもって行う。
4. 連絡協議会の収支予算の策定にあたっては、本部の承認を得て決定する。
5. 連絡協議会の収支決算は議長が作成し本部の承認を得て確定する。
6. 借入は行わない。
7. 連絡協議会名義で借入金が発生した場合、協議会を構成する地域会および本部はその返済について一切の責任を負わない旨を記載する。
8. 収支予算で決定した以外に新たな収入増加あるいは経費負担が大幅に生じる見込があるときは、本部の承認を得なければならない。
9. 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終ること。